

公告

糸島市が調達する電力供給について、次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和2年1月9日

糸島市長 月形 祐二

1 入札に付する事項

(1) 調達内容等

調達内容	予定使用電力量 (単位 kWh)
糸島市役所で使用する電力	570,000

※ 調達内容の詳細については、糸島市役所で使用する電力の仕様書による。

※ 契約電力とは、契約上使用できる電気の最大消費電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が、原則としてこれを超えないものとする。

- (2) 契約予定期間 令和2年3月1日から令和3年4月30日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)
- (3) 電力使用期間 令和2年5月1日から令和3年4月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる要件(以下「入札参加資格」という。)の全てを満たしている者でなければ、入札に参加することができない。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者
- (2) 別に定める「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、事業税並びに本市の市税を滞納していない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められない者
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でない者
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 営業に関し許可、認可又は登録等を必要とする場合において、これを得ている者
- (9) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、この入札に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの
- (10) 4 (1) の書類に虚偽の内容がない者

3 入札に必要な書類を示すべき場所等

- (1) 入札説明書及び申請書の交付（仕様書は、市ホームページに掲載する。）

ア 交付期間 本公告の日から令和 2 年 1 月 31 日まで

イ 交付場所 糸島市総務部管財契約課管財係／市役所第二庁舎 2 階
（以下「市役所管財契約課」という。）

ウ 市ホームページからダウンロードして入手することもできる。

「市ホームページ・トップページ」→「企業・事業者」→「入札・契約情報」→「公告・告示」

市ホームページのアドレス <https://www.city.itoshima.lg.jp/>

- (2) 質疑書の提出及び回答

入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、質疑書（任意様式 A4 サイズ）により質問することができる。

ア 受付期間 本公告の日から令和 2 年 1 月 22 日まで
（ただし、最終日の受付時間は正午まで）

イ 提出先 市役所管財契約課

ウ 提出方法 ファクス送信のみ。事前に市役所管財契約課に電話連絡すること。

エ 回答方法 令和 2 年 1 月 31 日までに、回答書（ファクス送信）により行う。

オ エの回答書は、次により閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間 令和 2 年 2 月 5 日から令和 2 年 2 月 27 日まで

(イ) 閲覧場所 市役所管財契約課

- (3) 本件入札の現場説明会は、実施しない。

4 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、次のアからクまでの書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、原則として提出された書類の差し替えは認めない。

ア 競争入札参加資格審査申請書及び競争入札参加申込書（様式1）

イ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書（原本。ただし、本件入札と同日に本市で実施する他の電力供給入札に申請をし、その申請に原本を提出している場合は、写しで可。））

ウ 小売電気事業者であることを証する書類（写し）

エ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組状況に関する報告書（様式2）

オ 申請の直近における決算に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類（写し）

カ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税については、本社における滞納がないことを証明するもの。事業税については、競争入札参加資格審査申請書及び競争入札参加申込書に記載する本社又は支社若しくは営業所の所在地における滞納がないことを証明するもの。市税については、本市に納税義務がある場合、滞納がないことを証明するもの。）

（原本。ただし、本件入札と同日に本市で実施する他の電力供給入札に申請をし、その申請に原本を提出している場合は、写しで可。）

キ 2(9)に該当することを証明する同種及び類似規模の実績調書（様式3）

ク 誓約書（様式4）

(2) 申請書等の提出期限等

ア 提出期限 令和2年1月31日 午後5時まで

イ 提出先 市役所管財契約課

ウ 提出方法 持参又は郵送のこと。（郵送の場合は、当日必着）

(3) 入札参加資格確認結果は、令和2年2月13日までに各申請者へ通知する。

なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

(4) (3)の結果、入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、書面（任意様式 A4 サイズ）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 受付期間 令和2年2月13日から令和2年2月17日まで
（ただし、最終日の受付時間は正午まで）

イ 提出先 市役所管財契約課

ウ 提出方法 ファクス送信のみ。事前に市役所管財契約課に電話連絡すること。

エ 回答方法 令和2年2月20日までに、書面（ファクス送信）により行う。

(5) 入札参加資格があると認められた者であっても、(3)の通知の後、糸島市から指名停止の措置を受けるなど入札参加資格がないと市長が認めたときは、本件入札参加資格を取り消すものとする。

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年2月27日 午前9時00分

(2) 場所 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所会議室（12号会議室）

6 入札の方法等

- (1) 入札は、入札書の提出により行う。
- (2) 入札書の提出は、持参に限る。
- (3) 入札書の持参は、代表者又は代理人によらなければならない。代理人が提出する場合は、委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札回数は3回までとする。
- (5) 入札参加者は、糸島市が入札書を受領するまでの間はいつでも入札を辞退することができる。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 入札終了後、直ちに行う。
- (2) 場所 本件入札の場所と同じ。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 6に定める方法以外で提出した入札書による入札
- (2) 入札書に入札件名等の必要事項が記載されていない入札
- (3) 入札書の記載内容が一致しない入札
- (4) 糸島市契約事務規則（平成22年糸島市規則第60号）第12条の規定に該当する入札その他関係法令に違反した者のした入札
- (5) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した入札

9 入札保証金の納付 免除

10 契約保証金の納付 免除

11 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 市役所管財契約課の連絡先
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
電話番号 092-323-1111（内線1233、1234）
ファクス番号 092-324-8355
電子メール kanzaikuyaku@city.itoshima.lg.jp
- (3) 市役所管財契約課の窓口受付は、糸島市の休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。